

平成30年4月1日

港区立赤羽小学校 いじめ防止基本方針

港区立赤羽小学校
校長 宮崎 直人

1 いじめ問題への基本的な考え方

【基本理念】いじめをしない、させない、見過ごさない学校づくり

- (1) 本校の児童全員が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送るようになるために、「赤羽小学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- (2) いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能性があるという認識に立つ。
- (3) 「いじめはどこの学校、どこの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心な児童はいない。」という基本認識に立って対応する。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 児童一人一人が友達からも教師からも認められ相互に思いやれる学校づくり
- (2) 各教師は基礎基本の定着とわかる授業づくりを推進する。
- (3) 「学びのやくそく」を中心とした、学習規律の徹底を図る。
- (4) 相互に認め合える学級づくりを目指す。
- (5) 人とかかわりを深める体験活動を定期的に行う。
- (6) いじめ防止に関する出前授業を年1回は実施する。
- (7) 保護者・地域の方々との関わり合いを深める。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 『赤羽小学校のいじめ等対策検討委員会』の設置

ア 設置の目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

イ 所掌事項

- 日常の児童観察や定期的な調査や面接等でいじめの未然防止、早期発見、情報共有、解決に向けた校内の仕組みを整える。
- いじめに関する情報を得たときは、被害者の心情を汲み取り事実確認を行い、迅速に対応を講じる。
- 関係児童や保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要なときは、スクールカ

ウンセラー、関係機関の指導助言を得る。

- いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、窃盗等の犯罪に当たる場合は、所管の警察署と連携し対処するものとする。
- いじめを行っている児童に対して、懲戒が必要なときは、区教委と相談の上、適切な懲戒方法を講ずるものとする。

ウ いじめ防止対策の会議等年間計画

月	児童・保護者への働きかけ	会議等
4	全体保護者会① 学年保護者会	学年会
5	スクールカウンセラーによる個人面接	学年会（情報共有）
6	☆いじめ防止月間 いじめ防止について校長講話→学級での指導 ふれあい標語いじめアンケート→個人面談 個人面談①	学年会（情報共有） いじめ対策検討委員会①
7	夏休みに向けての指導 学年保護者会	教員研修会①
9	全体保護者会② いじめに対する学校の基本方針提示 いじめアンケート→個人面談	学年会（情報共有） 教員研修
10		
11	☆いじめ防止月間 いじめ防止について校長講話→学級での指導 ふれあい標語 いじめアンケート→児童面接 スクールカウンセラーによる面接	学年会（情報共有） 担当者会
12	個人面談②	教員研修会②
1	保護者会	学年会（情報共有） いじめ対策検討委員会②
2	全体保護者会③ ☆いじめ防止月間 いじめ防止について校長講話→学級での指導 いじめアンケート→個人面談	学年会（情報共有） 担当者会 学校評議員会
3		1年間のまとめ・次年度計画

※ この他に、いじめ又はいじめと思われる事案が発生した場合には、校長指導の下、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭等で小会議を招集する。

エ 委員構成（12名）

委員長	校長
副委員長	副校長
委員 1	三田警察署から
委員 2	三田地区委員
委員 3	民生児童委員
委員 4	飯倉児童館長
委員 5	学校担当弁護士
委員 6	PTA 会長又は PTA 役員から会長が推薦する者
委員 7	生活指導主任
委員 8	養護教諭
委員 9、10	スクールカウンセラー（都・区）

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ① 年度当初に、いじめ防止の年間計画を改善・作成する。
- ② 道徳教育、学級活動等を充実させ、子供の豊かな心を育てる。
- ③ 様々な体験活動を取り入れ、豊かな情操を培い、人間関係を構築する力を育てる。
- ④ 定期的に外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策検討委員会」を開催する。
- ⑤ 子供と教師がともに遊び、ともに学ぶ関係づくりを構築していく。
- ⑥ ハイパーQU を活用して児童の学校生活に関する意識調査を年 2 回実施する。
- ⑦ 専門家による情報モラル教育を推進し、ネットのいじめを回避する。
- ⑧ 「港区子どもサミット」で決定した、いじめ防止子ども宣言を周知・実践する。
- ⑨ いじめに関する教員研修を年 2 回実施し、いじめが発生しないように対応する。

（2）早期発見のための取組

- ① ふれあい月間（6月、11月、2月）に、いじめ防止月間も加え、児童への啓発とともに年 2 回児童向けアンケート（ハイパーQU など）、児童面談などを実施し、早期発見に努める。
- ② 保健室、相談室等の利用及びスクールカウンセラー、養護教諭を含め、悩んでいる児童・保護者が相談しやすい体制を整備する。
- ③ スクールカウンセラーによる児童面接を実施し実態を把握する。
個人面談 年 1 回 集団面接 年 1 回 計 2 回実施する。
- ④ 定期的に校内委員会や夕会等で、児童の実態や教師が振り返る時間を取り実態把握と共有化に努める。

（3）早期対応のための取組

- ① いじめの事実認証と原因究明を図る。

- ② 関係保護者、関係機関と連絡を密にして、学校として組織的に解決に取り組む。
- ③ いじめが発生した場合、いじめ等防止対策委員会を招集し対応を検討する。
- ④ 事案発生前から、教員向けのいじめ対応マニュアルを作成しておく。
- ⑤ 保護者会等の開催など、保護者との情報共有を図る。

(4) 重大事態への対処

- ① 加害児童の別室指導等、被害児童の安全を確保する。
- ② いじめ対策検討委員会を招集し、対応していく。
- ③ 関係機関、専門家等と相談・連携を図る。
- ④ カウンセラー、養護教諭と連携し被害児童の心のケアを図る。
- ⑤ 港区教育員会に連絡・報告・相談をする。
- ⑥ 学校評議員会を活用して、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決していく仕組みづくりを推進する。

(5) 教職員研修計画

- ① 講師を招き、年1回、事例等によるいじめに関する研修会を実施する。
- ② 専門家による、子供を見とり、児童理解に基づいた指導方法の研修会を実施する。
- ③ 日々の授業力向上のため、校内研究会を実施し、全員1年に1回は研究授業をする。

(6) 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ① 保護者会や授業参観、学校・学年だより等による広報活動で啓発を行う。
- ② 学校公開日を活用し、保護者対象の講演会、研修会を実施する。
- ③ 年2回の児童とのカウンセラー面接で、児童の様子についての情報を共有する。

(7) 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ① 地域へは町会の会合、ホームページ、学校便だより等で周知を図る。
- ② 学校評議員会をとおして、取組や対応等を周知し連携協力を推進する。
- ③ 教育委員会、家庭子育て支援センター、児童委員等と、相互に連携協力をしていく。

(8) 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ① 実際に取り組みながら、学期ごとの全体保護者会、学年保護者会等をとおして意見をいただきながら、逐次改善していく。
- ② いじめ防止基本方針と実際の活動に関して、保護者の学校評価欄に新たに載せ保護者の意見も生かしていく。
- ③ 学校を中心に、家庭、地域とも連携しながら、地域ぐるみで、いじめを防止していく体制を構築していく。